

東北公益文科大学における研究費の不正防止対策に関する基本方針

令和8年4月1日

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定（令和3年2月1日改正））に基づき、研究費の不正防止対策に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1 機関内の責任体系明確化

研究費の運営・管理を適正に行うため、不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表します。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- （1）実効性のあるコンプライアンス教育及び継続的な啓発活動により、構成員の意識向上を図ります。
- （2）研究費を適正に運用するためのルールの明確化・統一化を図ります。
- （3）研究費の事務処理に関する構成員の職務権限を明確化します。
- （4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用の透明化を図ります。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施します。

4 研究費の適正な運用・管理活動

取引業者との癒着を防止するとともに、発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムを構築し、適正な予算執行を行います。

5 情報発信・共有化の推進

不正防止対策に係る取組やルール等について、学内で情報共有するとともに、学外に対しても情報発信します。

6 モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。